

施策推進法や民族共生象徴空間で注目 ～AINU 商標の諸外国における出願・登録状況～

1. AINU 商標問題

中国広東省に居住の個人が3月28日に、日本の特許庁に「AINU」を商標登録出願し4月14日に公開されていることが判明し、「便乗商法では？」との報道がなされています。

上記の商標に関し商願2020-34136号として公開された公報によると、以下のとおり携帯電話等のケース、カバー、バッグ等を指定商品としていて、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）によると、現在は審査を待機している状態となっています。

これまでの日本の特許庁への商標登録出願では、「ain・U」という表記のものはありましたが、アイヌを企図したものではないものと思われ、「AINU」という表記の出願は今回のもの以外にはないようです。

アイヌについては、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）が昨年5月24日に施行され、今年5月29日にはアイヌ文化施設「民族共生象徴空間（ウポポイ）」の開業が予定（現在はコロナ感染症拡大防止のため延期）されるなど、注目度が高まっていたタイミングでの出願ということで批判的な声があがったものと思われます。

6月3日午後の記者会見で菅義偉官房長官は「特許庁で商標法に基づき適正に審査が行われると承知している。個別の審査結果について予断を持たせることは不適切だ」としながらも「一般論として、公序良俗に反する出願は商標としては登録されないと聞いている」とコメントし、今後の審査の結果にも注目が集まるところです。

参考情報として、商標法の関連条文を抜粋し、紹介します。

（商標登録を受けることができない商標）

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

十九 他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもって使用をするもの（前各号に掲げるものを除く。）

(190) 【発行国・地域】日本国特許庁（JP）
(441) 【公開日】令和2年4月14日（2020. 4. 14）
【公報種別】公開商標公報
(210) 【出願番号】商願2020-34136（T2020-34136）
(220) 【出願日】令和2年3月28日（2020. 3. 28）
(540) 【商標】

A I N U

【標準文字】

(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】

第9類 携帯電話機用ケース、スマートフォン用保護ケース、タブレット型コンピュータ専用保護ケース、スマートフォン用保護カバー、電池、電源アダプター、データ送信用ケーブル、携帯電話機用カバー、タブレットコンピュータ用カバー、マウス（コンピュータ周辺機器）、ラップトップ型コンピュータ専用バッグ、ノートブック型コンピュータ用カバー、はかり、デジタルフォトフレーム、スマートフォン用保護フィルム、携帯電話機の無線ヘッドセット、ノートブック型コンピュータ専用スタンド、タブレット型コンピュータ専用スタンド、携帯電話機専用スタンド

(731) 【出願人】

【氏名又は名称】廖晓飛

【住所又は居所】中華人民共和国广东省深▲せん▼市龍崗区中心城尚景花園D-604号

(740) 【代理人】

【識別番号】100154210

【弁理士】

【氏名又は名称】金子 宏

2. 諸外国における AINU 商標出願

中国 (CNIPA) の中国商標網、WIPO の Madrid Monitor 及び Global Brand Database、台湾 (TIPO) の商標検索システムなどのデータベースで「AINU」商標を調査した結果が巻末の表 1~4 です。

多くは権利消滅あるいは拒絶により不登録となっていますが、中国の 3 件をはじめ数件は権利存続中の状態となっています。

チリで出願後、権利消滅となったものはレストラン等を指定役務として、sushi bar という表記もあり日本をイメージさせるものという可能性もあります。

アイヌが注目を集めることで今後、こうした諸外国の「AINU」商標の出願等も注視する必要があると思います。


発明推進協会では、さまざまな調査業務経験や内外専門家とのネットワークを活かした IP コンサルティングサービスを通じて、海外進出される企業や自治体等に対し、現地法制の調査や特許・意匠・商標等の定期的な調査・分析・翻訳・資料取寄せとともに個別代理人・出願人等の調査、現地における知財活動のサポート等を行っていますので、お気軽にお問合せください。

(一般社団法人発明推進協会 知的財産情報サービスグループ

市場開発チーム課長 幡野 政樹)

電話 : 03-3502-5491 FAX : 03-5512-7567 E-mail : jyouhou@jiii.or.jp

#	出願/登録番号	出願日	商標	出願人	国際分類	ステータス	専用期限
1	13562581	2013年11月18日	AINU	温州爱之蝶贸易有限公司	28	LIVE/REGISTRATION/Issued and Active	2015年02月07日～2025年02月06日
2	13562498	2013年11月18日	AINU	温州爱之蝶贸易有限公司	3	LIVE/REGISTRATION/Issued and Active	2015年02月14日～2025年02月13日
3	9743231	2011年7月20日	Ainu	深圳市艾瑞数码科技有限公司	9	LIVE/REGISTRATION/Issued and Active	2013年10月28日～2023年10月27日

#	出願/登録番号	出願日	商標	出願人	国際分類	ステータス	専用期限
1	707281	1998年10月19日		Berner Oy(FI)	03 10 16 26 28	Active 指定国：DK - EE - LT - NO - RU - SE	2028.11.18



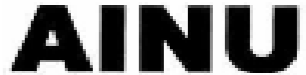




#	Brand	Source	Status	Origin	Holder	Number	App. Date	Image Class	Nice Cl.	Image
1	AINU	ID TM	Active 2023/10/08	ID	FATHONAH, S. PDI	D002013047847	2013/10/8		32	
2	AINU	ID TM	Inactive	ID	ANDREAS DANNY NAFTALI	D002006041956	2006/12/22		18	
3	AINU	CL TM	Inactive	CL	COMERCIAL BAL LIMITADA	750348	2006/11/6		43	
4	Ainu	KR TM	Inactive	KR	김현배 Kim Hyun Bae	402006000022340	2006/4/26	VC.05.05	25	
5	AINU	ID TM	Inactive	ID	WILLY CENDANA	D002005001408	2005/4/20		18	
6	AINU	ID TM	Active 2024/12/20	ID	OEI YOUNG HANTONO	D002004037556	2004/12/20		18	
7	Ainu	KR TM	Inactive	KR	손완식 SON, WAN SIK	402002000043526	2002/9/23		9 18	
8	Ainu	KR TM	Inactive	KR	이승구 LEE, SUNG GU	402000000042587	2000/9/6		25	
9	AINU	KR TM	Inactive	KR	안효득 AN HYO DEUK	411999000014496	1999/9/29		42	
10	Ainu	KR TM	Inactive	KR	주식회사 씨알인터네셔널 CR INTERNATIONAL Co.,Ltd	401999000005011	1999/2/19		3	
11	AINU	WO TM	Active 2028/11/18	FI	Berner Oy	707281		VC.03.03 VC.21.01 VC.25.01 VC.27.01	3 10 16 25 28	

表4 台湾 「AINU」 商標

#	出願番号	登録番号	商標	分類	出願日	出願人	代理人	登録公告日(卷期)	専用期限
1	092012617	01076961	艾奴 Ainu	18	2003/3/14	黃秉強	陳麗卿	2003/12/01(30-023)	2013/11/30